

# 青森県職員の『給与等改善勧告』を求める団体署名

青森県人事委員会

委員長 熊地 貴志 殿

日頃から地方公務員の勤務条件の向上に努力されていることに対して敬意を表します。

物価の高騰や社会保障の改悪などにより家計負担が増大し、国民生活は悪化をつづけています。公務労働者には実質的な賃上げがされておらず、生活悪化が続いています。政府が消費税増税を実施する予定としていることから、生活への不安が大きくなっています。

2019年春闘では、人事院勧告が約770万人の労働者に影響することをふまえ、公務員労働者の最低限の生活改善要求として、月額23,000円（5.6%）以上の賃金引き上げを強く求めてきました。

しかし春闘期の政府回答は、「人事院勧告もふまえ、国政全般の観点から検討」という、私たちの要求に正面から向き合わない不満な回答にとどまりました。人事院勧告制度のもとであっても、経済対策として賃金引き上げを行い、地域の活性化につなげていくことが求められています。同時に、地域間格差を是正することにより、地方からの人口流出に歯止めをかけることも必要です。

また、非正規労働者の処遇改善・均等待遇の実現を国の職場でも実践し、日本全体に波及させていくことも求められています。不安定な雇用労働者の増大は、社会全体の不安定化にもつながっています。「誰もが8時間働けば普通に暮らせる社会」を実現するためにも、フルタイムでの無期限雇用が原則であるべきです。

青森県職員の給与は、地方公務員法に規定する給与原則により、生計費、国及び他の地方公共団体の職員の給与、民間事業の従事者の給与、その他の事情を考慮して決定されることになっています。また、人材確保や公務サービスの質にも深くかかわります。昨年度から今年度にかけて、青森県においても教職員の未配置が増大しています。子どもたちの学習権を保障するためにも、教職員定数の改善と、定数内臨時教員配置を速やかに解消し、必要な教員は正規で配置することが必要です。

ここ数年、青森県職員の警察職や教育職を含めて、採用希望者は年々減少しています。これは青森県職員としての魅力が減っているばかりでなく、賃金・待遇の面でも他県に比べて劣っているためです。

貴委員会としても労働基本権制約の代償機関としての役割を果たし、公務労働者の生活を改善するとともに、公務労働に対する誇りと働きがいを持てる職場を作るために全力をあげることが求められています。また、貴委員会の勧告・報告が市町村職員や公共関連労働者等の賃金に大きく影響を与えることにも配慮いただき、下記についてご尽力いただくよう要請します。

## 記

1. 青森県公務員の初任給、月例給、一時金及び諸手当を大幅に引き上げる勧告を行なうこと。
2. 55歳以上の職員の昇給停止や、60歳で退職しても退職手当・年金が不利にならない制度を確立すること。
3. 再任用にあたっては、恣意的な運用をせず、同一労働・同一賃金の考え方で待遇を改善すること。また、一時金の増額と特に生活に必要な寒冷地手当を支給すること。
4. 均等待遇の考え方で臨時・非常勤職員の待遇改善に取り組むよう勧告を行なうこと。また、「空白の1日」を早急に解消し退職金を通算して支給すること。
5. 長時間過密労働を防ぐため、勤務時間管理を徹底するよう勧告を行うこと。
6. 夏季休暇を年間6日にすること。
7. 「教育に穴があく」ことがないように、定数内臨時職員を解消すること。
8. 妊娠障害休暇を新設すること。

2019年 月 日

■住所

---

■団体名

---

■代表者名

---

青森県公務・公共業務労働組合共闘会議  
青森県職員の『給与等改善勧告』を求める要請署名

青森県人事委員会  
委員長 熊地 貴志 殿

日頃から地方公務員の勤務条件の向上に努力されていることに対して敬意を表します。  
物価の高騰や社会保障の改悪などにより家計負担が増大し、国民生活は悪化をつづけています。公務労働者には実質的な賃上げがされておらず、生活悪化が続いています。政府が消費税増税を実施する予定としていることから、生活への不安が大きくなっています。

2019年春闘では、人事院勧告が約770万人の労働者に影響することをふまえ、公務員労働者の最低限の生活改善要求として、月額23,000円（5.6%）以上の賃金引き上げを強く求めてきました。

しかし春闘期の政府回答は、「人事院勧告もふまえ、国政全般の観点から検討」という、私たちの要求に正面から向き合わない不満な回答にとどまりました。人事院勧告制度のもとであっても、経済対策として賃金引き上げを行い、地域の活性化につなげていくことが求められています。同時に、地域間格差を是正することにより、地方からの人口流出に歯止めをかけることも必要です。

また、非正規労働者の処遇改善・均等待遇の実現を国の職場でも実践し、日本全体に波及させていくことも求められています。不安定な雇用労働者の増大は、社会全体の不安定化にもつながっています。「誰もが8時間働けば普通に暮らせる社会」を実現するためにも、フルタイムでの無期限雇用が原則であるべきです。

青森県職員の給与は、地方公務員法に規定する給与原則により、生計費、国及び他の地方公共団体の職員の給与、民間事業の従事者の給与、その他の事情を考慮して決定されることになっています。また、人材確保や公務サービスの質にも深くかかわります。昨年度から今年度にかけて、青森県においても教職員の未配置が増大しています。子どもたちの学習権を保障するためにも、教職員定数の改善と、定数内臨時教員配置を速やかに解消し、必要な教員は正規で配置することが必要です。

ここ数年、青森県職員の警察職や教育職を含めて、採用希望者は年々減少しています。これは青森県職員としての魅力が減っているばかりでなく、賃金・待遇の面でも他県に比べて劣っているためです。

貴委員会としても労働基本権制約の代償機関としての役割を果たし、公務労働者の生活を改善するとともに、公務労働に対する誇りと働きがいを持てる職場を作るために全力をあげることが求められています。また、貴委員会の勧告・報告が市町村職員や公共関連労働者等の賃金に大きく影響を与えることにも配慮いただき、下記についてご尽力いただくよう要請します。

記

1. 青森県公務員の初任給、月例給、一時金及び諸手当を大幅に引き上げる勧告を行なうこと。
2. 55歳以上の職員の昇給停止や、60歳で退職しても退職手当・年金が不利にならない制度を確立すること。
3. 再任用にあたっては、恣意的な運用をせず、同一労働・同一賃金の考え方で待遇を改善すること。また、一時金の増額と特に生活に必要な寒冷地手当を支給すること。
4. 均等待遇の考え方で臨時・非常勤職員の待遇改善に取り組むよう勧告を行なうこと。また、「空白の1日」を早急に解消し退職金を通算して支給すること。
5. 長時間過密労働を防ぐため、勤務時間管理を徹底するよう勧告を行うこと。
6. 夏季休暇を年間6日にすること。
7. 「教育に穴があく」ことがないように、定数内臨時職員を解消すること。
8. 妊娠障害休暇を新設すること。

2019年 月 日

| 氏 名 | 住 所 |
|-----|-----|
|     |     |
|     |     |
|     |     |
|     |     |
|     |     |

取り扱い団体 青森県公務・公共業務労働組合共闘会議